教体第９８０号

令和４年（２０２２年）１２月２６日

関係許可団体の長　様

　　　　　　　　　　　　　　　熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課長

**県立体育施設における行政財産使用許可等の更新について（通知）**

　現在、貴団体に対して許可している県立体育施設の使用許可等のうち、令和５年（２０２３年）３月３１日をもって許可期間が満了するものについて、令和５年（２０２３年）４月１日以降も継続しての使用を希望する場合は、下記により関係書類を提出していただきますようお願いします。

記

**１　提出書類**　許可物件が所在する施設に応じて、以下①又は②のとおり作成してください。

|  |
| --- |
| **① 藤崎台県営野球場・熊本武道館・熊本県立総合体育館・熊本県総合射撃場** |
| **＜必須＞** |
|  | **□** | **行政財産使用許可申請書（押印不要）** |
|  | ※御担当者様への問合せ先を「問合せ先」欄に記入してください。※許可書及び納入通知書等の送り先住所を、「送り先住所」欄に記入してください。 |
| **□** | **使用許可申請誓約書（押印不要）** |
| **□** | **位置図、平面図、面積図** |
| **＜自動販売機、電話、電柱等を設置する場合のみ提出＞** |
|  | **□** | **設置物写真** |
| **□** | **仕様書** |
| **□** | **設置物一覧** |
|  | ※設置物が複数ある場合のみ作成してください。 |
| **＜電柱の共架を設置する場合のみ提出＞** |
|  | **□** | **電柱の共架に係る使用承認書** |
|  | ※申請者が九州電力株式会社及び日本電信電話株式会社（NTT）の場合は、共架に係る　相互協定があるため承認書の提出は不要です。※申請者が一つの県立体育施設において、電柱類設置と共架架設の両方の申請を行う場　合は、併せて一件の申請として差し支えありません。 |
| **＜減免事由に該当する場合のみ提出＞** |
|  | **□** | **減免の根拠となる参考資料（定款等）** |
|  | ※熊本県財産条例記載の使用料の減免事由（※別紙参照）に該当し、かつ減免を希望する場合に提出してください。 |

|  |
| --- |
| **② 熊本県民総合運動公園・熊本県営八代運動公園** |
| **＜必須＞** |
|  | **□** | **各種許可申請書（押印不要）** |
|  | ※「公園施設設置許可申請書」「公園施設管理許可申請書」「都市公園占用許可申請書」のうち、現行の許可に対応したものを使用してください。※御担当者様への問合せ先を「問合せ先」欄に記入してください。※許可書及び納入通知書等の送り先住所を、「送り先住所」欄に記入してください。 |
| **□** | **位置図、平面図、面積図** |
| **＜自動販売機、電話、電柱等を設置する場合のみ提出＞** |
|  | **□** | **設置物写真** |
| **□** | **仕様書** |
| **□** | **設置物一覧** |
|  | ※設置物が複数ある場合のみ作成してください。 |
| **＜減免事由に該当する場合のみ提出＞** |
|  | **□** | **減免申請書、減免の根拠となる参考資料（定款等）** |
|  | ※熊本県都市公園条例記載の使用料の減免事由（※別紙参照）に該当し、かつ減免を希　望する場合に提出してください。 |

**２　提出期限**　 **令和５年（２０２３年）２月３日（金）必着【期限厳守】**

※提出は末尾提出先にメール、郵送のいずれかの方法でお願いします。

**３　留意事項**

・提出書類のデータは熊本県ホームページに掲載していますので御利用ください。

 （※ 県HPで 『 県立体育施設における使用許可更新について 』 と検索🔎 ）

・現在の申請内容に変更を伴う場合は、事前に末尾連絡先まで御連絡ください。

・継続しての使用を希望しない場合においても、その旨書面にてお知らせください。

【提出先】

〒862-8609　熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課

管理・調整班　北﨑

TEL：096-333-2709 　FAX：096-382-5962

E-mail：kitazaki-s@pref.kumamoto.lg.jp

（別紙）

**【 減免事由について 】**

**① 藤崎台県営野球場・熊本武道館・熊本県立総合体育館・熊本県総合射撃場**

**＜熊本県財産条例(抄)＞**

第８条　知事は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、使用料を減免するこ

　とができる。

（１）国等において、公用又は公共の用に供するとき。

（２）寄附に係る行政財産をその寄附者に使用させるとき。

（３）県の職員の福利厚生又は相互扶助を目的として組織する組合において、その事務又は

　　事業のように供するとき。

（４）全豪に掲げる場合のほか、公益上その他の理由により特に必要と認められるとき。

**＜熊本県都市公園条例(抄)＞**

第10条

3　前２項に規定する場合のほか、知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、

　前条に定める使用料の全部又は一部を減免することができる。

**② 熊本県民総合運動公園・熊本県営八代運動公園**